

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改め、同号の表備考を次のように改める。

備考

1 三級の実技試験を受検する者が、次のいずれかに該当する者であるときは、当該者に係る手数料額は、この表の下欄に定める額から当該額の三分の一に相当する額（その額に百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）

(2) 認定職業訓練のための施設の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び就職している者を除く。）

(3) 高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者

(4) (1)から(3)までに掲げる者に準ずる者として知事が認めた者

2 二級又は三級の実技試験を受検する者であつて、実技試験を実施する日の属する年度の四月一日において三十五歳未満であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料額は、この表の下欄に定める額（備考の1の規定の適用がある場合にあっては、備考の1の規定を適用して算定した額）から九千円を減じた額（その額が二千九百円を下回る場合にあっては、二千九百円）とする。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める部分は、同年十一月一日から施行する。